

第5章 広島県が市町へ移譲している事務の内容

広島県では「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」を定め、駐車場法の届出の受理等の窓口事務を平成3年4月1日から全ての市町へ移譲しています。

また、バリアフリー法についても、平成20年10月1日から窓口事務を移譲しています。

【移譲事務一覧表】

根拠法令：広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年十二月二十一日 条例第三十四号）

駐車場法	第十二条	路外駐車場の設置の届出及び届出事項の変更の届出の受付
	第十三条第一項 " 第四項	路外駐車場の管理規程の届出の受付 " の変更の届出の受付
	第十四条	路外駐車場の供用の休止又は廃止の届出及び休止している路外駐車場の供用再開の届出の受付
	第十八条第一項	路外駐車場管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求 又は路外駐車場の施設若しくは業務に関係ある場所への立入検査
	法第十九条	路外駐車場管理者に対する是正命令及び供用停止命令
バリアフリー法	第十二条第一項 " 第二項	特定路外駐車場の設置の届出の受付 " の届出事項の変更の届出の受付
	第十二条第三項	路外駐車場管理者等に対する是正命令
	第五十三条第二項	路外駐車場管理者等に対する報告の徴収 又は特定路外駐車場の施設若しくは業務に関係のある場所への立入検査若しくは質問

第 6 章 市町窓口部署一覧

平成 23 年 1 2 月現在

市町名	所在地	担当課	電話
大竹市	大竹市小方一丁目 11 - 1	都市計画課	0827-59-2167
廿日市市	廿日市市下平良一丁目 11 - 1	都市計画課	0829-30-9190
府中町	安芸郡府中町大通三丁目 5 - 1	都市計画課	082-286-3181
海田町	安芸郡海田町上市 14 - 18	都市整備課	082-823-9634
熊野町	安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号	都市整備課	082-820-5608
坂町	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号	都市計画課	082-820-1513
呉市	呉市中央四丁目 1 - 6	都市計画課	0823-25-3367
三原市	三原市円一町二丁目 3 - 4	都市政策課	0848-67-6113
尾道市	尾道市久保一丁目 15 - 1	まちづくり推進課	0848-25-7222
福山市	福山市東桜町 3 - 5	都市計画課	084-928-1092
府中市	府中市府川町 3 1 5	まちづくり課	0847-43-7159
東広島市	東広島市西条栄町 8 - 29	建築指導課	082-420-0956
竹原市	竹原市中央五丁目 1 - 35	都市整備課	0846-22-7749
三次市	三次市十日市中二丁目 8-1	都市整備課	0824-62-6160
庄原市	庄原市中本町一丁目 10-1	都市整備課	0824-73-1173
江田島市	江田島市能美町中町 4859 番地 9	都市整備課	0823-40-2773
北広島町	山県郡北広島町有田 1234	建設課	050-5812-1860
安芸高田市	安芸高田市吉田町吉田 791	管理課	0826-47-1201
世羅町	世羅郡世羅町大字西上原 123 - 1	企画課	0847-22-3206
安芸太田町	山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1	建設課	0826-28-1962
神石高原町	神石郡神石高原町小畠 2025	総務課	0847-89-3330
大崎上島町	豊田郡大崎上島町東野 6625 - 1	建設課	0846-65-3124

第 7 章 参考

(1) 用語解説

路外駐車場とは

「道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。」：駐車場法第二条第二号

【備考】＜路外駐車場＞ 引用：「駐車場法解説 改訂版」平成 17 年 6 月 10 日発行

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。路外駐車場のうち、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他法令の規定によるほか、駐車場法施行令で定める技術基準によらなければならないとされている。

届出駐車場とは

「都市計画法第四条第二項の都市計画区域内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（中略）に届け出なければならない。」：駐車場法第十二条

【備考】＜届出駐車場＞ 引用：「駐車場法解説 改訂版」平成 17 年 6 月 10 日発行

都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分が 500 m²以上の路外駐車場を設置し、その利用について料金を徴収しようとする者は、あらかじめその駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事等に届出なければならない。

【備考】＜設置の届出の必要な路外駐車場について＞

引用：「駐車場法に基づく諸施策の円滑な実施について」平成 10 年 2 月 12 日建設省都街発第 5 号

百貨店等店舗及び病院の有料駐車場に係る設置の届出の取り扱いについては、自治体により異なることが多いが、今後は、以下の観点で、その利用形態により設置の届出の必要性について判断されたい。

当該駐車場が、「一般公共の用に供する」と判断される場合。「一般公共の用に供する」とは不特定多数の者の直接の利用に供することである。従って、百貨店等店舗及び病院の駐車場であっても、厳密に、当該建物の利用者だけの利用に限定される場合（専用の駐車

場と解する。) 以外は、「一般公共の用に供する」と解する。

厳密に、専用駐車場と判断される場合とは、駐車場に専用駐車場であると明示されているだけでなく、例えば、駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除している場合等が該当する。

従って、利用客に優待券を配る等優遇措置を講じている場合であっても、厳密に一般の利用を排除していない場合は、設置の届出を必要とする。

特定路外駐車場とは

「駐車場法第二条第二号 に規定する路外駐車場(道路法第二条第二項第六号 に規定する自動車駐車場、都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号) 第二条第二項 に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。) であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。」: バリアフリー法第二条第十一号

【備考】<バリアフリー法の基準適合義務等>

引用: 「Q&A バリアフリー新法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の解説」平成 19 年 7 月 5 日再版発行

路外駐車場不特定かつ多数の者が利用する施設であり、高齢者、障害者等が円滑に利用できることが求められることから、以下のすべての要件に当てはまる路外駐車場を特定路外駐車場として、その設置について、バリアフリー法の基準適合義務及び基準適合維持義務を課すとともに、既存のものについても、基準適合の努力義務を課すこととするものです。

駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場

自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であるもの

その利用について駐車料金を徴収するもの

他の施設として移動等円滑化基準適合義務の対象となる道路の付属物である自動車駐車場、公園施設、建築物及び建築物特定施設であるものを除く。

(2) 関係法令，技術基準一覧

駐車場法関連

駐車場法

同法施行令

同法施行規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関連

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

同法施行令

同法施行規則

移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

都市計画法関連

都市計画法

都市公園法

建築基準法関連

建築基準法

同法施行令

道路法，道路交通法関連

道路法

道路交通法

同法施行規則

(3) 国土交通省の技術的助言一覧

駐車場法の一部改正等について（平成 18 年 11 月 30 日）

「駐車場管理規程例」の策定について（平成 17 年 1 月 26 日）

都市の交通実態に即した路外駐車場の整備を推進するための措置（駐車場出入口規定の弾力化及び駐車場附置義務の弾力化）について（平成 16 年 7 月 2 日）

標準駐車場条例の改正について（平成 16 年 7 月 2 日）

駐車場法に基づく諸施策の円滑な実施について（平成 10 年 2 月 12 日）

標準駐車場条例の改正について（平成 6 年 1 月 20 日）

駐車場整備計画の策定について（平成 3 年 11 月 25 日）

駐車場法の一部改正について（平成 3 年 11 月 1 日）

標準駐車場条例の改正について（平成 3 年 11 月 1 日）

標準駐車場条例の改正について（平成 2 年 6 月 11 日）

駐車場法の一部改正について（昭和 60 年 12 月 25 日）

駐車場法の施行について（昭和 33 年 1 月 29 日）

(4) 関係行政機関ホームページ一覧

国土交通省 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策」

http://www.mlit.go.jp/barrierfree/barrierfree_.html

広島市道路交通局道路管理課 「駐車場法に基づく届出義務について」

<http://www.city.hiroshima.jp/icity/browser?ActionCode=genlist&GenreID=1000000001670>